

日本国際文化学会規約

2001年11月10日制定

名称

第一条 本会は、日本国際文化学会と称する。英語名は The Japan Society for Intercultural Studies とする。

事務局

第二条 本会の事務局は、会長が指定する場所に置く。

目的

第三条 本会は国際文化の振興と普及を、研究と教育の両面において進めることを目的とする。

事業

第四条 本会は次の事業を行う。

- (1) 原則年一回の全国大会の開催
- (2) 講演会・分科会などの開催
- (3) 学会誌・ニューズレター・出版物の刊行

会員

第五条 本会は、次の会員をもって組織する。資格・会費などについては細則を設ける。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同する個人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同する個人・機関・団体など

入退会

第六条 会員になろうとする者は、所定の書類に会費を添えて、事務局まで申し込むこと。

第七条 会員は次の理由により資格を失う。

- (1) 本人が書面によって退会を申し出たとき
- (2) 本人が逝去したとき
- (3) 会費の滞納により理事会が退会を適当と認めるとき
- (4) 本会の名誉を傷つけ、また本会の目的に反する行為をしたことにより、理事会が

退会を相当と決定したとき。

会費

第八条 会員は、所定の会費を納入しなければならない。納入した会費は理由を問わず返還しない。

役員

第九条 本会に次の役員を置く。会長一名、副会長二名、常任理事十二名(正副会長を含む)、理事三〇名、監査役二名。

- 2 役員の任期は三年とし、再任は妨げない。
- 3 学会運営の必要上、常任理事若干名を追加することができる。
- 4 学会運営の必要上、幹事若干名を置くことができる。任期は理事に準ずる。
- 5 顧問若干名を置くことができる。

役員の選出

第十条 会長・副会長・常任理事は理事会において互選により選出し、会員総会の承認を得る。監査役、幹事は、理事会が決める、会長が委嘱する。

2 会長は本会を代表してその会務を総括し、理事会及び常任理事会の議長を務める。

- 3 副会長は会長を補佐し、会長の不在あるいは事故ある時にその職務を代行する。
- 4 常任理事は会長、副会長とともに常任理事会を構成し、日常の会務を執行する。
- 5 理事は理事会を構成し、本会の組織運営、会員総会に提出する議題、定款の改廃などに関わる事項の審議を行う。
- 6 幹事は、会務の執行につき、理事に協力する。
- 7 顧問は、本会に特別な功労があった者で、理事会の推挙を経て、会長が委嘱する。顧問は、常任理事会、理事会に出席し、意見を述べる事が出来る。

顧問は、常任理事会、理事会に出席し、意見を述べる事が出来る。

理事の選出

第十一条 理事の選出は正会員による選挙を主とする。選出手続き並びに選挙規定

等は別に定める。

会員総会

第十二条 本会に正会員によって構成される会員総会を置く。

2 会員総会は次の事項の議案の審議を行う。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事
 - (2) 予算、決算に関する事
 - (3) 役員を選出に関する事
 - (4) 定款の変更等に関する事
- 3 会員総会は通常毎年1回開催し、臨時総会は理事会が必要と認めるとき、または会員の半数以上の要請があった場合に、会長が召集する。
- 4 会員総会の議決には、出席会員の過半数を必要とする。

分科会

第十三条 本会は、その目的達成のため、理事会の議決を経て分科会を設ける。分科会の運営に関しては別に定める。

支部会

第十四条 本会に支部会を置くことができる。支部会の運営に関しては別に定める。

会計

第十五条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日とする。

3 本会の会計処理は、常任理事会が責任を持ち、会計担当理事がこれに当たる。会計担当理事は、監査役の会計監査を受けなければならない。

4 監査役は、会員総会に会計監査報告を行い、承認を受けなければならない。

定款の改正

第十六条 この定款を改正するときは、理事会での審議を経て、会員総会の承認を得なければならない。

細則

第一条 本会の会費を次のように定める。

- (1) 正会員：一万円 ただし、大学院に所属する学生については、五千円とする。ただし、学部にも所属する学生については、二千円とする。この場合、学会誌については別途購入するものとする。
- (2) 賛助会員：一口一万円。

附則

1. この規約は、日本国際文化学会設立年月日(2001年11月10日)より施行する。

2. 2006年7月15日、第九条、第十条改正。改正後の規約は2006年4月1日から施行する。

3. 2008年7月13日、第九条改正。改正後の規約は2008年7月13日から施行する。

4. 2015年7月5日、細則第一条(2)改正。改正後の規約は2015年7月5日から施行する。

5. 2017年4月1日、第二条改正、附則改正。改正後の規約は2017年4月1日から施行する。

6. 2022年7月10日、第七条改正。改正後の規約は2022年7月10日より施行する。

7. 2022年7月10日、第九条2を改正。改正後の規約は2024年4月1日より施行する。

8. 本会事務局を、京都市伏見区、龍谷大学国際学部へ置く(2021年4月1日より2024年3月末日まで)。